

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第16号

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「明治・大正・昭和・平成」及び「昭和・平成」を削る。

(亀山市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 亀山市児童福祉法施行細則(平成17年亀山市規則第60号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号中 「
明治 大正
昭和 平成
及び「昭和・平成」

成」を削る。

様式第9号、様式第10号及び様式第13号中「明治」、「大正」、「昭和」及び「平成」を削る。

様式第30号中「明治 大正」、「昭和 平成」及び「昭和・平成」を削る。

(亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成」を削り、「明大 西暦
昭平 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

様式第2号中「明・大・昭」及び「平・西暦」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」及び「西暦」を削る。

様式第7号中「明治・大正・昭和・平成・西暦」を削る。

様式第9号及び様式第10号中「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」及び「西暦」を削る。

(亀山市道路占用等に関する規則の一部改正)

第4条 亀山市道路占用等に関する規則(平成17年亀山市規則第100号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「平成」を削る。

(亀山市営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 亀山市営住宅条例施行規則(平成17年亀山市規則第104号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「明治・大正・昭和・平成」を削る。

(亀山市火災予防条例施行規則の一部改正)

第6条 亀山市火災予防条例施行規則(平成17年亀山市規則第120号)の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第16号及び様式第20号中「平成」を削る。

(亀山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第7条 亀山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年亀山市規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中	「	明治	大正	及び「平成」を削る。	」
		昭和	平成		

様式第5号中「明・大・昭・平」を削る。

「
明治 大正
昭和 平成
」
及び「平成」を削る。

様式第 15 号中「明・大・昭・平」及び「平成」を削る。

様式第 21 号中「明治」、「大正」、「昭和」及び「平成」を削る。

様式第 26 号中「明・大」及び「昭・平」を削る。

様式第 28 号及び様式第 29 号中「明治」、「大正」、「昭和」及び「平成」を削る。

様式第 31 号から様式第 35 号まで、様式第 37 号及び様式第 38 号中「明・大・昭・平」を削る。

(亀山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 8 条 亀山市子ども・子育て支援法施行細則 (平成 27 年 亀山市規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「MT」及び「SH」を削る。

様式第 3 号中「平成」を削る。

(亀山市保育の利用に関する規則の一部改正)

第 9 条 亀山市保育の利用に関する規則 (平成 27 年 亀山市規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「平成 年 月 日生」を「 年 月 日生」

に改める。

様式第 2 号中「平成」を削る。

(亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則の一部改正)

第 10 条 亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則 (平成 28 年 亀山市規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「平成」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則、亀山市児童福祉法施行細則、亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、亀山市道路占用等に関する規則、亀山市営住宅条例施行規則、亀山市火災予防条例施行規則、亀山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、亀山市子ども・子育て支援法施行細則、亀山市保育の利用に関する規則及び亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。